

# 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）

## ● 対象者

■ 次の①～③のいずれかに該当する方

- ① 令和3年4月分の児童扶養手当が支給される方
- ② 公的年金等<sup>※2</sup>を受給しているため、令和3年4月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方<sup>※3</sup>で一定の収入基準を満たす方
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となった方

※1 児童扶養手当法に定める「養育者」の方も対象

※2 遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など

※3 児童扶養手当受給資格者としての認定を受けている方だけでなく、児童扶養手当を申請していなくても、仮に申請していれば、公的年金等の受給によって令和3年4月分の手当の支給が停止されたと推測される方も対象

## ● 給付額

1世帯5万円、第2子以降1人につき5万円加算

## お問い合わせ先

- 厚生労働省 コールセンター  
**0120-400-903**（受付時間 平日9:00～18:00）
- 大野城市役所 子育て支援課 子育て支援担当  
**092-580-1862**（受付時間 平日8:30～17:00）

↓ 裏面を必ずお読みください。

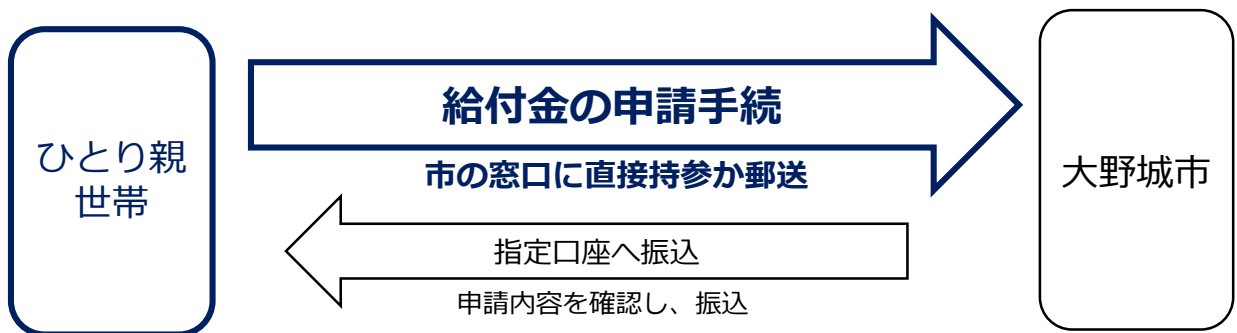
# 支給手続

## 令和3年4月分の児童扶養手当が支給された方（表面1. ①）

- ▶ **申請不要**です。
- ▶ 給付金の支給を希望しない場合は、受給拒否の届出書をご提出ください。  
また、やむを得ない理由で、児童扶養手当の振込指定口座が使用できない場合は、支給口座登録等の届出書をご提出ください。
  - ★申請書の様式：市ホームページからダウンロード、市窓口に設置
  - ★申請期限：令和3年4月28日（必着）

## 公的年金等受給者の方、家計急変者の方（表面1. ②または③）

- ▶ **申請が必要**です。
- ▶ 申請書を記入、必要書類を添付し、市に**持参**か**郵送**でご提出ください。
  - ★申請書の様式：市ホームページからダウンロード、市窓口に設置
  - ★申請受付期間：令和3年5月10日～令和4年2月28日（消印有効）
- ▶ **6月より**支給を開始する予定です。



「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」の  
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。